## 農業及び漁業集落排水処理施設利用開始等届

年 月 日

三豊市長様

届出者住所フリガナ氏名電話

三豊市農業及び漁業集落排水処理施設条例施行規則第8条第1項の規定により、次のと おり施設の利用について届出ます。

処	理	<u>!</u>	区	□上高瀬第1± □大浜地区			見地区 草木地区	
利	用	筃	所	三豊市				
届	出の	区区	分	□開始	□休止		□廃止	□再開
	始・伊				年	月	日	
排	水	種	別	□し尿及び雑技	非水		尿のみ	□雑排水のみ
利	用(家族	者 員数)	数				人	
利	用	目	的	□一般家庭		□その	の他(	)
備			考					